# 米国2008年農業法

## バイオ燃料と農産物価格高騰への対応

# 目 次

#### はじめに

- 1 背景
- (1) バイオ燃料政策
- (2) 農産物価格の高騰と農業経営
- 2 財源問題とエタノールの税制措置
  - (1) 予算の制約
  - (2) 他の委員会による財源の手当て
  - (3) エタノール税制
  - (4) その他のバイオ燃料施策

- 3 農産物プログラムとACRE
  - (1) 既存の農産物プログラム
  - (2) ACREプログラム
- (3) ACREプログラムの特質
- (4) 価格低下時のACRE補助金の試算
- (5) 酪農の飼料値上がり補填
- 4 2008年農業法の特質
  - (1) バイオ燃料政策との一体化
  - (2) 農産物価格高騰への対応
  - (3) 畜産とWTOが課題

#### 〔要 旨〕

- 1 米国のバイオ燃料政策と、それをきっかけとする農産物価格の高騰は、2008年農業法に大きな 影響を及ぼしている。
- 2 農業法は,緊縮財政と農産物価格の上昇により厳しい予算の制約を課されたため,上院財務委員会の立案した「貿易および税金条項」を加えて追加財源を調達した。このなかにバイオ燃料政策の第二の柱であるエタノール等の税制措置が盛り込まれたこと等により,バイオ燃料政策と農業政策の一体性はさらに明確となった。
- 3 農業法の中核をなす所得・価格支持政策は、低価格の再現に備えて従来の制度を維持したうえで、09/10年から平均作物収入選択(ACRE)プログラムを導入する。ACREプログラムは単収変動および高価格下の価格変動による減収を補填し、しかも高価格に応じて拡大したトウモロコシの作付面積をカバーする。また、生乳の不足払いには飼料価格上昇の補填が追加された。これらの新しい政策は低価格対策であったこれまでの補助金とは性格が異なっている。
- 4 ACREプログラムの提供する収入保証は過去2年の価格に基づくため,現状の記録的高価格を強く反映する見込みである。しかも,農産物価格が急落しても収入保証額の変更は年間10%以内に制限されており,高い水準が維持される。08/09年までに価格が暴落しない限り,ACREプログラムは値下がり時の所得補填としては有効であろう。ただし,生産意欲を刺激して値下がりを加速する可能性もある。
- 5 新しい農業法は農産物の高価格への適応を支援する方向にあり,それは高価格の容認と補助金の増大を意味している。その結果,飼料の高値に苦しむ畜産への対応と,WTO紛争を通じたプラジルからの追及への対応が大きな課題となる。

#### はじめに

米国の農業政策を規定する主要な法律 は,概ね5年ごとに制定される農業法であ る。今年6月18日,2013年9月までの政策 を定めた2008年農業法が成立した。

この法律の正式名は「2008年食料・保(注2) 全・エネルギー法」である。エネルギーという言葉が入ったのは初めてのことであり、バイオ燃料の重要性を示している。一方で、バイオ燃料政策をきっかけとする農産物価格の高騰も、2008年農業法に大きな影響を及ぼしている。

本稿はこれらの要因と農業法の関係を整理する。とくに、農業政策とバイオ燃料政策の一体化および農産物の高値に対応した農業補助金(所得・価格支持政策)の変化について指摘する。

(注1)本来の名称は「農務省の農業およびその他のプログラムの2012財政年度までの継続およびその他の目的のための法律」であるが,ここにあげた簡略名を用いてよい旨の規程がある。

(注2)「保全」は環境保全を指している。

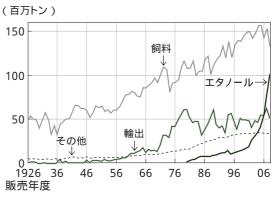
### 1 背景

#### (1) バイオ燃料政策

米国では政府のバイオ燃料 振興政策により、トウモロコシを原料とする燃料用エタノールの生産が急拡大してきた(第1図)。バイオ燃料政策の柱は二つある。最大の柱は、2005年エネルギー政策法と 2007年エネルギー独立安全保障法による使用の義務付けである。第二の柱は燃料業者に対する税額控除と輸入関税である。輸入関税は輸入エタノールに対する税額控除を相殺するとともに,ブラジルから安価なサトウキビエタノールが流入することを防ぎ、エタノール価格を高く保つ効果がある。いずれも農業者を直接の対象とする政策ではないため,農業補助金には分類されていない。

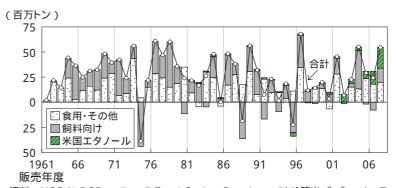
最大の穀物輸出国である米国のエタノー ル生産は,世界の穀物需給を左右している。 米国のエタノール向けトウモロコシは,07

第1図 米国におけるトウモロコシの利用量内訳 (1926~2008年)



資料 USDA "Feed Grains Database"により作成 (注) 07年度は推定値,08年度は予測値。

第2図 世界の穀物消費量の前年比増減とその内訳



資料 USDA" PSD online, "Feed Grains Database "より算出・作成(08年7月23日アクセス)

年における世界の穀物消費量の増加の約4割を占めている。それに対して,同年における世界の飼料向けや食用などの増加は,過去の推移と比べて大きなものではない(第2図)。

#### (2) 農産物価格の高騰と農業経営

エタノール向け需要の拡大によるトウモロコシの値上がりと増産は、農地の作付品目転換を通じて大豆や小麦など他の作物の値上がりを招き、投機資金の流入や他の主要生産国の不作もあいまって世界的な農産物価格の高騰につながった。

米国ではこの値上がりにより,穀物などを生産する農業者の所得は高水準となった。その一方で,生産費用も高まっている。地代・農地価格や作物保険料は農産物価格の上昇によって引き上げられ,肥料・燃料などの資材価格は需要増加や原油価格の上昇によって引き上げられた。投資や運転資金の拡大により負債も増加している。ただし,保有農地の値上がりのため負債比率(対資産)は低下している。また,飼料価格の上昇は畜産経営に悪影響を及ぼしている。。

さらに,農産物の値上がりは次にみるように2008年農業法の予算額にも影響を及ぼしている。

(注3)途上国の需要増加は以前から続く長期的な動きであり,第2図からもわかるように,06年 秋以降の急激な値上がりを説明する直接的な原因とは考えにくい。

# 2 財源問題とエタノールの 税制措置

#### (1) 予算の制約

農業法の内容は詳細かつ具体的であり,執行にかかる予算と対になっている。予算額は,上院・下院いずれにおいても予算委員会が決定し,それを受けて農業委員会が法案を作成する。この予算額は,議会予算局が現行の法律(当時は2002年農業法)の存続を仮定して算出する予算基準額を元にしており,予算委員会による積み増しも可能である(Good [2007, pp.9-10])。ただし07年1月に財政健全化のために設けられたルールにより,財政支出の基準額への上積みには政府の借入によらない財源の調達(他の歳出の削減や増税)が必要となった。

農業法における所得・価格支持にかかる 農業補助金は、農産物価格が上昇すれば縮 小する仕組みである。農産物価格は高水準 が続くと予想されたため、当該農業補助金 の予算基準額はその分縮小した。しかも、 議会で農業委員会の外からは、農業所得の 増大を理由に、農業法のなかで農業補助金 から食物プログラムや環境保全への予算再 配分を要求する声が強く、既存の農業補助 金を維持することが農業関係議員の課題と なった。

それに対して農業団体の間では2002年農業法の評価が高く,たとえ現状の農産物価格が高くとも,値下がりに備えて補助金制度の維持は必要との意見が支配的であっ

た。その背景には1996年農業法の教訓がある。1996年農業法は高価格の下,財政再建の要請から不足払い補助金を撤廃した。しかしその直後,97年のアジア経済危機以降の価格低下で不況となって毎年臨時の財政補填を行い,2002年農業法では形を変えた補助金を導入したのである。補助金の内容については後述する。

(注4)上院の委員会の正式名称は農業・食物・森 林委員会。

(注5)おもに低所得者向けに食費を給付する国内 福祉政策。

#### (2) 他の委員会による財源の手当て

農業補助金の制度を維持し、食物プログラム、環境保全など優先分野の予算を積み増すためには、追加の財源が必要となった。財源調達は、権限を有する上院財務委員会と下院歳入委員会の委員長へ依頼された。

その後,最終的には上院財務委員会が財源調達のための法案を提出した。成立した農業法の構成のなかでは,農業委員会が作成した他の条文とは切り離して独立した一編(第15編。関税および税金条項)となった。

これらの条項は独自の財源調達により, 他の条文の追加財源45億ドル(5年間)と, 農業災害救済信託基金の創設および農業関 連減税を実現した。

(注6)上院財務委員長は農業委員会を兼務する有力農業関係議員であり,下院歳入委員長は下院 議長の仲介により関与することとなった。

#### (3) エタノール税制

この農業関連減税のなかに,バイオ燃料 政策の第二の柱であるエタノール等の税制 措置が盛り込まれた。具体的には,エタノ ール関税(1ガロン当たり53セント)の期限延長(2008年から2010年に)と,トウモロコシエタノールにかかる税額控除の単価引き下げ(1ガロン当たり51セントから45セントへ,期限は変更なく2010年まで),米国産セルロースバイオ燃料への税額控除新設(国内向け燃料のみが対象,1ガロン当たり101セント,2013年まで)である。既存の枠組みを継続しながら,次世代バイオ燃料への移行を奨励する内容である。

このバイオ燃料の税制措置は,議会における農業委員会,あるいは行政府における農務省の管轄外であり,通常であれば農業法に含まれるものではない。財源調達を目的として財務委員会による税金条項を追加した結果,それを通じて農業法に取り込まれたのである。

(注7)08年8月8日時点のエタノール価格(シカゴ FOB)は約2.1ドル/ガロン。

#### (4) その他のバイオ燃料施策

税制措置以外のバイオ燃料施策は,単独で第9編(エネルギー)をなしている。これは2002年農業法から受け継いだものであり,再生可能エネルギー,とくにバイオ燃料の振興をはかるものである。2008年農業法では予算を10億ドル増やし,とくにセルロース系燃料の開発に重点をおいている。

#### 3 農産物プログラムとACRE

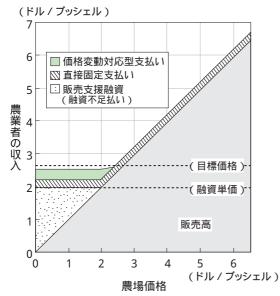
農産物プログラム(第1編)は農業法の 中核をなす所得・価格支持政策である。こ のプログラムについて,2008年農業法は既 存の補助金の仕組みを存続した上で,並列 して新しい平均作物収入選択(ACRE)プログラム(09年から開始)を導入した。

#### (1) 既存の農産物プログラム

ACREプログラムを理解するには,既存の補助金に関する理解が前提となる。主要農作物に対する既存の補助金は3層からなる。各層の名称は,第3図の下の層から順に販売支援融資(あるいは融資不足払い),直接固定支払い,価格変動対応型支払いである。各補助金の水準は,農業法で品目ごとに単位重量当たりの価格ないし金額が具体的に定められている。

販売支援融資は,価格支持機能を有するつなぎ融資である。作物を担保とする償還請求権のない融資であり,作物の価格は融資単価の水準で下支えされる。大恐慌期か

第3図 従来型補助金による所得補填 (トウモロコシ,09年/10年以降)



資料 2008年農業法の補助金単価等より算出・作成 (注) 融資不足払いを利用する場合。

ら続く古い制度である。

またこの融資に代えて融資不足払いを受け取ることもできる。これは作物の価格が融資単価を下回った場合,融資の代わりに,作物価格と融資単価の差額を補助金として支給する直接支払いである。販売支援融資と同水準の所得支持をしながら,政府の在庫と市場価格を低水準に保つ効果がある。この制度は1985年農業法で導入され,近年は利用される割合が高い。その結果,販売支援融資の価格支持機能は弱まっている(手塚[2004,5頁])。

直接固定支払いは,単位重量当たり一定額の補助金であり,価格水準によらない。1996年農業法で不足払い廃止後の経過措置として導入され,その後2002年農業法で継続された。

価格変動対応型支払いは,作物の価格に 上記の2つの補助金を上乗せしても所定の 目標価格に届かない場合に,その差額を補 填する直接支払いである。2002年農業法で 導入されたが,その基本的な機能は1996年 農業法で廃止された不足払いと同様であ る。支払額が過去の生産量に基づく点など がかつての不足払いとは異なる。不足払い は1973年農業法で導入された。販売支援融 資の融資単価を国際競争力のある低水準に 抑える一方,不足払いで農業者の所得支持 を行ったのである(手塚[2004,14-15頁])。

なお,直接固定支払いと価格変動対応型 支払いの対象面積は,過去の作付実績に基 づく基準面積の85%(09年~11年の直接固 定支払いは83.3%)である。 これらの補助金は、全体として市場価格を低く抑えながら農業者の所得を直接支払い等で補填する仕組みである。おもな機能は低価格時の所得補填であるため、現在の高価格の下では、直接固定支払い以外の支払いは少ない。

2008年農業法におけるおもな変更点は, トウモロコシ以外の品目における補助金水 準の若干の引上げと,補助金受給資格・支 払い制限の厳格化である。基本的な仕組み に変更はない。また,対象農地における野 菜・果物の作付け制限が継続された。

- (注8) 農業法のなかでは単に直接支払い (direct payment) と呼ばれている。
- (注9)作物が値下がりした場合,農業者は担保作物を質流れにして返済を免れるか,あるいは融資額を下回る作物の時価相当分のみを返済する。前者の質流れを選んだ場合は融資単価で販売したのと同様の結果となる。
- (注10)トウモロコシの補助金水準が相対的に有利 であるとする,他の作物団体からの指摘を受け た措置。

#### (2) ACREプログラム

新設されたACREプログラムは,これまでの補助金と異なり,価格だけでなく単収の変動にも対応しており,(価格と単収の積としての)収入保証を提供する。ACREプログラムへの参加は任意であるが,一度選択すると,2008年農業法の期間中は従来型の補助金に戻れない。開始は09/10年(作物年度)からである。

ACREプログラムは従来の補助金のうち 価格変動対応型支払いを「ACRE支払い」で置き換え,かつ販売支援融資の融資単価を3割,直接固定支払いを2割削減する。

ACRE支払いの計算は、州平均単収と全

国平均価格による。州の収入水準(=州単収×全国価格)が過去の実績により決まる ACRE保証額を下回った場合,その差額に 作付面積の83.3%(2012年は85%)を乗じ, さらに州と支給対象農場の平年単収の相違 を調整した金額が支払われる。

ただし、農業者が支払いを受けるには、 当該農場の収益も平年を下回っていなけれ ばならず、その判定には当該農場の単収を (注12) 用いたもう一つの条件式を用いる。

そのほか,ACREには以下の制限がある。 支払いの上限はACRE保証額の25%である。販売支援融資による補填との重複分は 支払われない。制度発足の翌年以降, ACRE保証額の変更は1年当たり±10%以 内に制限される。各農場における対象面積 は,作目別基準面積(過去の実績に基づく。 3(1)を参照)の合計を上限とする。

(注11) ACRE保証額

= 0.9×過去5年平均州単収 ×過去2年平均全国価格 ただし5年平均は,最大値と最小値を除く 3年の平均値(オリンピック平均値)

(注12)(過去5年平均農場単収

- ×過去2年平均全国価格)
  - + 作物保険料生産者支払額
    - > 農場単収×全国平均価格

ただし5年平均は,オリンピック平均値

#### (3) ACREプログラムの特質

これまでの価格変動対応型支払いと比べ、ACREプログラムには以下の3つの特徴がある。

まず第一に、ACREプログラムは単収の 変動リスクを減じる。これまで単収変動リ スクへの対処は、連邦作物保険公社の提供 する作物保険でなされてきた。しかし、保 険の対象となる作物の値上がりとともに保 険料が上昇し,リスクに対処するためのコ ストは高まっている。

第二に,ACRE保証額の算出にあたり, 所定の目標価格に代えて過去の実績価格を 採用したことにより,高価格の下での価格 変動リスクを減じる。目標価格を上回る現 在の高価格の下では,従来の補助金は支払 われないため,農業者は価格変動リスクに さらされている。生産費用の増大により価 格変動リスクへの対処は重要性を増してお り,近年は単収だけでなく価格の変動にも 対応した作物収入保険の利用が増えてい る。しかし,その保険料も上昇している。

第三に、ACRE支払いは実際の作付面積に基づくので、高値に反応して拡大した(厳密には他のプログラム作物から作付転換された)トウモロコシの作付面積をカバーする。それに対して既存の価格変動対応型支払いは、WTO対策のために過去の作付面積に基づく。ACREプログラムはWTO対策を放棄して全国トウモロコシ生産者協会の要請に応えたのである。

農産物価格との関係で最も注目されるのは、ACRE支払いが現在の高い価格水準の下でも機能することである。しかも、価格の基準を過去2年間という比較的短期間の平均値としたことにより、適用当初の09/10年の収入保証は、08/09年に価格が暴落しない限り、現状(07/08年)の記録的高価格を反映して高い水準になることが見込まれる。しかも、収入保証水準の変更は毎年、前年比増減10%以内に限られるため、

たとえ翌年以降価格の低下が続いたとして も,当初年度の高い保証水準が相当程度維 持される。したがって,価格が頭打ちない し値下がりの傾向と見込まれればACREプ ログラムを選択する農業者は多数に上る可 能性がある。

(注13)販売年度(トウモロコシの場合は9月~8 月)平均の生産者価格が用いられる。

(注14)もし今年(08/09年)不作による値上がりが発生した場合,09/10年の保証収入額は,不作による08/09年の高い価格水準と,不作を除外した平年並みの単収により決定されるので,とりわけ高い水準となる。なお,具体的算出手順は未決定であるため,ここでは農業委員会の案によった。

#### (4) 価格低下時のACRE補助金の試算

農産物価格に関するACREプログラムの性質を把握するため,09/10年における支払額の試算を以下に示す。ここでは価格の影響に的を絞るため単収は一定とみなす。また,このプログラムは全国トウモロコシ生産者協会の提案が元になっているので,トウモロコシの例をあげる。

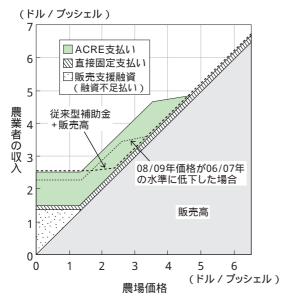
米国農務省(08年7月WASDE)によれば,07/08年におけるトウモロコシの農場価格(推定値)は4.35ドル(1ブッシェル当たり,以下同じ),同じく08/09年(予測値)は6ドルである。これらの価格から計算すると,09/10年におけるACRE保証額は4.66ドルとなる。これに直接固定支払い0.19ドルが上乗せされる。

第4図に示したとおり,09/10年の価格が $1.4 \sim 4.6$ ドルであればACREプログラムの方が受取額が多くなる。既存の補助金との受取額の差は、価格が $2.4 \sim 3.5$ ドルのと

きに最大(0.92ドル)となる。逆に,価格が極端に高い(ないしは低い)場合は従来の補助金の方がやや有利であるが,その差は5セント未満である。

過去の価格水準は1973/74年から2006/ 07年までは概ね2ドル弱から3ドル強の間

第4図 ACREプログラムによる所得補填 (トウモロコシ, 09年 / 10年)



資料 2008年農業法の補助金単価等, WASDE(08年7月) の年度平均価格より算出・作成 (注)1 ACRE支払いは単収を一定とみなし、全国年度平 均価格(07/08年推定値と08/09年予測値)に基づき計 算。 2 融資不足払いを利用する場合。

第5図 トウモロコシの農場価格(販売年度平均) (ドル/ブッシェル)



資料 USDA" Feed Grain Database", WASDEより 作成 で変動してきた(第5図)。この価格帯であれば,たとえあらかじめ08/09年の平均価格が3ドル程度まで値下がりしていた場合でも,ACRE支払いのメリットはかなり大きい。ACREプログラムは値下がりによる減収の補填としては有効であろう。

また,ACRE支払いが発生する場合には, 値下がりのかなりの部分を相殺するため, 生産意欲を刺激して値下がりを加速する可 能性がある。

- (注15)実際には価格変動の一部は単収変動により 相殺されてACRE支払いに反映されない可能性 が高い。
- (注16)トウモロコシの場合,25.401kgに相当。
- (注17)いずれも元のデータは値に幅がある。ここでは中央値を用いた。
- (注18) ACRE保証額は08/09年の価格が前年と同じであれば3.92ドル,06/07年の水準(3.04ドル)まで低下すれば3.33ドルとなる。

#### (5) 酪農の飼料値上がり補填

ACREプログラムは値下がりに備える仕組みであるが、酪農については農産物の値上がりを相殺する施策も導入された。生乳の不足払い制度(生乳所得損失補償契約)において、飼料価格が所定の水準を上回った場合、新たにその差額の一定割合(45%)を目標価格に上乗せする。これまでの所得・価格支持政策は販売価格の低下に対処するものであったが、費用の上昇を緩和する機能が追加されたのである。

#### 4 2008年農業法の特質

2008年農業法は,主要な価格・所得支持 政策を維持しており,現状維持色が強い。 しかしその中でも,エタノール税制措置や ACREの導入といった,バイオ燃料や農産 物価格高騰への対応は新しい動きである。

農産物価格高騰への対応は,農業者の高価格への適応を支援する方向であり,高価格の容認と補助金の増大を意味している。その結果,畜産とWTOへの対応が大きな課題とならざるを得ない。

#### (1) バイオ燃料政策との一体化

2005年エネルギー政策法の制定以来,バイオ燃料政策は農産物の国内需要創出により,実質的に農業政策の重要な部分を担ってきた。2007年エネルギー独立安全保障法の農業に対する影響は,2008年農業法のそれより大きいとの見方もある。こうした動きは,100年来続いてきた輸出への依存から,国内需要創出へという大きな政策転換となる可能性がある(平澤[2008])。

今回の2008年農業法によって、農業政策とバイオ燃料政策の一体性はさらに明確となった。まずバイオ燃料政策の柱の一つである税制措置(税額控除と輸入関税)については、上記のとおり農業法に取り込まれた。農業委員会の管轄外であるため通常は農業法に馴染まないが、財務委員会が作成した税金条項に盛り込まれたのである。

また,バイオ燃料政策の最大の柱である 使用義務付けについても,2007年エネルギー独立安全保障法の審議が難航していた際 に,新たな使用義務量の設定を,農業法に 取り込もうとする動きがあった。これは結 局エネルギー法が成立したために実現しな かったものの,2005年エネルギー政策法の 使用義務量(2012年)に対応する生産能力 が07年中に達成され,エタノールが生産過 剰となるなかで,農業関係議員にとって使 用義務量の引上げは必要とみなされていた のである。こうしたことからも,バイオ燃 料政策が農業政策と切り離せないものであ ることがわかる。

#### (2) 農産物価格高騰への対応

2008年農業法の所得・価格支持政策は, 農産物価格高騰への対処が特徴である。

議会は1996年農業法の教訓から,低価格の再現に備えて既存の補助金の制度を維持したうえで,さらに高価格下の価格変動リスクおよび単収変動リスクを減じ,拡大したトウモロコシの作付面積をカバーするACREプログラムを導入した。

ACREプログラムは高価格下の値下がりに備えた仕組みである。一方,生乳の不足払いには飼料の値上がりに応じた費用の補填が追加された。いずれも対象品目が高値であっても受給可能な補助金であり,高価格下におけるリスクの政府への移転である。低価格対策であったこれまでの補助金とは性格が異なっている。

#### (3) 畜産とWTOが課題

2008年農業法に基づく農業政策が当面するおもな課題は,畜産部門とWTOへの対応であろう。

米国の畜産部門は数十年来,農産物プログラムによる安価な飼料を享受してきた。

しかしバイオ燃料政策による飼料の値上がりは、こうした環境を一変させた。飼料の値上がりに対処する国の施策としてはこれまでのところ、酪農飼料費用の補填以外に、1935年農業調整法に基づく豚肉製品の買い(注20)上げや、緊急措置として中西部の洪水被災地を中心に環境保全用の保留地における採草・放牧の許可が打ち出されている。今後の飼料価格によっては追加の措置も必要となろう。

一方,WTOドーハラウンド閣僚会議(08年7月)の決裂により,2008年農業法に盛り込まれたエタノール関税の存続やACREプログラムについては,当面見直しの必要がなくなった。しかしこれらの政策に対して,WTO紛争を通じたブラジルからの攻撃は強まることが予想される。ブラジルはこれまで,WTO農業交渉を見据えて米国に対する追及を緩めていたからである。

成立したばかりの2008年農業法は,始め から大きな課題に直面しているのである。

(注19)主要農作物の価格は1940年代以降高水準に 維持されていたが60年代以降国際価格に近い水 準に引き下げられ,80年代以降の政策はさらに 低い価格を許容するようになった。(手塚[2004]) (注20)「畜産の情報」2008年7月。

(注21)服部(2008),平澤(2007)を参照。 引用文献

- ・手塚真(2004)「米国農業政策と『償還請求権のない融資』」『東京経大学会誌』第239号、3-29頁
- ・服部信司 (2008)「アメリカ『二〇〇八年農業法』」 『都市と農村をむすぶ』第58巻第7号 41-54頁
- ・平澤明彦 (2007) 「米国2007年農業法とWTO対応」 『農中総研 調査と情報』第3号,2-3頁,11月
- ・平澤明彦 (2008)「バイオ燃料による米国農業政策 の変容」『農中総研 調査と情報』第5号,4-5頁,3 月
- Good, Keith (2007) "The Impact of Renewable Energy on the U.S. Farm Policy Debate," The German Marshall Fund of the United States, May.
- (2008) An Act To provide for the continuation of agricultural and other programs of the Department of Agriculture through fiscal year 2012, and for other purposes, H.R.6124.ENR, 110th Congress of United States of America, at the Second Session.

(主任研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

